

目黒区立原町小学校 「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

- ・ いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- ・ いじめは、どの学級にもどの児童にも起こり得るという認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- ・ 全職員が日常的にいじめ防止等に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決に努める。
- ・ 児童の生命及び心身を保護することが特に重要との認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、保護者、地域及び関係機関との連携を図り、解決に努める。

2 いじめ防止のための組織

○学校いじめ対策委員会

- ・ 学校いじめ対策委員会の構成は校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、該当児童担任等とする。
- ・ 同委員会は原町小学校いじめ防止基本方針の策定、見直しを行う。
- ・ 同委員会はいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の中核を担う。
- ・ いじめが発生した場合、同委員会を中心に組織的、計画的に解決に向け、取り組む。
- ・ 学校だけで対処できない時は支援組織として「学校サポートチーム」を設置する。

○学校サポートチーム

学校サポートチームは、「学校いじめ対策委員会」の構成員に加えて、必要に応じて警察職員、児童相談所児童福祉司、こども家庭センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成する。

3 いじめ防止年間計画

月	児童	教職員	保護者・地域	留意事項等
4	・ 学級開き ・ 学年学級目標づくり	・ 児童理解のための引継ぎ ・ いじめ防止基本方針の確認 ・ 学校SCの紹介	・ 学校だより ・ 保護者会	・ いじめを許さない学校、学級づくりをしていくことを話す。
5		・ 児童理解のための保護者との連携		
6	<ふれあい月間> ・ あいさつ運動 ・ いじめ防止授業 ・ 「STOP! いじめ 私の行動宣言」の作成 ・ 第1回i-checkの実施 ・ 学校SCによる5年生の全員面談	・ 校長による全校講話 ・ 第1回生活指導全体会 ・ i-checkの結果分析 ・ 教職員へのいじめ防止対策研修①	・ あいさつ運動	・ i-checkの結果を分析し、学級づくり、児童理解に生かす。
7	・ 学校SCによる5年生の全員面談 ・ SOSの出し方に関する教育 ・ 生命の安全教育	・ 夏休み中の安全指導 ・ 生命等にかかわる重大事態発生時の対応訓練	・ 個人面談	・ 休み中のSOSの出し方を確認する。
9		・ 夏休み後の児童観察	・ 保護者会	・ 夏休み後の、児童の変化を把握し、共通理解を図る。
10	・ 第2回i-checkの実施	・ i-checkの結果分析		・ 第1回の結果と比較して、児童の状況を把握する。
11	<ふれあい月間> ・ あいさつ運動 ・ いじめ防止授業	・ 校長による全校講話 ・ 第2回生活指導全体会 ・ 教職員へのいじめ防止対策研修②	・ あいさつ運動	

1 2	<いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議> ・ 5年生によるいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議に向けた話し合い	・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議への参加 ・ 冬休み中の安全指導	・ 個人面談	・ 休み中のSOSの出し方を確認する。
1	・ 5年生による、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の全校への報告 ・ 5年生の報告を受けての各学級での話し合い	・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の各学級への還元		・ 5年生による報告を踏まえて、各学級で取り組んでいくことを考えさせる。
2	<ふれあい月間> ・ あいさつ運動 ・ いじめ防止授業	・ 校長による全校講話 ・ 教職員へのいじめ防止対策研修③	・ あいさつ運動	・ 進学、進級を意識させ、目標をもたせる。
3		・ 児童理解のための引継ぎの準備 ・ 春休み中の安全指導	・ 保護者会	・ 休み中のSOSの出し方を確認する。
通年	・ 学校生活アンケート実施 ・ 気持ちのよいあいさつ ・ 困ったことはすぐに相談する。	・ 小さな変化も見落とさない児童観察 ・ いつでも相談できる雰囲気づくり	・ 学校だより ・ 学校と保護者や地域との連携、協力	・ 年間を通したかわり合いの中で、思いやりの心情を育てる。
【いじめ対策委員会の実施】 ①定例会：月1回の実施。学校生活アンケートの結果や日々の見取りを踏まえて、情報共有を行う。 ②臨時会：いじめまたはいじめが疑われる事案が発生したら、臨時会を開き、現状分析や今後の対策を話し合い、協議する。事案が解消するまでは、必要に応じて随時開催する。 【生活指導夕会の実施】 ・ 毎週木曜日に生活指導夕会を実施し、教職員間で児童理解を図る。				

4 未然防止

- ・ 日頃から学校全体で「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- ・ 人権教育や道德教育等、学校の教育活動全体を通して、いじめに向かわない態度や能力を計画的に育成する。
- ・ 児童がいじめについて学び、主体的に考える児童自身によるいじめ防止のための取組を推進する。
- ・ 校内研修により教職員の資質の向上を図る。
- ・ 児童及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ・ 必要に応じ、保護者会やお便り等によって保護者へ情報提供するとともに緊密な連携を図る。

5 早期発見

- ・ 月1回の学校生活アンケートや年2回のi-checkによる調査、教育相談の実施、スクールカウンセラーによるカウンセリング等により早期にいじめの兆候や実態を把握し、児童がいじめを伝えやすい体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用や電話相談窓口の周知等、相談体制を整備する。
- ・ 生活指導夕会等を利用し、教職員全体でいじめに関わる情報を共有する。

6 いじめを認知した場合の対応

- ・ いじめを発見した時は速やかに管理職に報告し、生活指導主任を中心に組織的に対応する。
- ・ いじめられている児童及び、いじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて学習できる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、いじめた児童への毅然とした指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童に対し、自らの問題として捉える指導を行う。
- ・ 双方保護者への連絡や、必要に応じた助言を行う。
- ・ 教育委員会を始め、警察や児童相談所、こども家庭センター等、関係諸機関との相談・連携を確実に行う。

7 重大事態と思われる案件が発生した場合の対処

- ・ いじめられた児童の安全確保を最優先する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて学習できる環境を確保する。
- ・ 関係機関・専門家等との相談・連携を迅速に行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、又は学校の設置者が行う調査への協力を行う。
- ・ 目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省へ報告する。